

9月は粉じん障害防止 総合対策推進強化月間です！

北海道内では、依然としてじん肺の新規有所見者が認められており、粉じん作業においては、労働者の健康障害を防止することが重要です。

北海道労働局では、全国労働衛生週間の準備月間である9月を「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」と定め、粉じん障害防止対策の取組を進めていきます。

つきましては、粉じん作業を有する事業場の皆様には、本月間を契機として、以下の事項を実施するなどにより、粉じん障害防止対策の積極的な実施をお願いします。

1 粉じん障害防止対策の実施状況を点検しましょう

経営首脳者、衛生管理者、安全衛生推進者、産業医、職長などの現場責任者等による粉じん作業場のパトロールの実施などにより点検を行い、対策の実施状況を確認しましょう。

また、点検結果については、衛生委員会等での審議を通じて、改善点の有無や改善内容等を検討し、必要な場合には作業方法や作業環境などの改善に取り組みましょう。



厚生労働省北海道労働局

2 呼吸用保護具や局所排気装置等の点検を行いましょう

- ◆ 呼吸用保護具について、「粉じん保護具着用管理責任者」を選任し、適正な保護具の選択と着用、保守点検などを行いましょう。

また、通常の防じんマスクと比べ一般的に防護係数が高く身体負荷が軽減されるなどの観点から、電動ファン付き呼吸用保護具の使用の検討をお願いします。



- ◆ 局所排気装置や除じん装置について、有効な稼働となっているか、定期的な点検と必要な補修が適切に行われているか確認を行いましょう。

3 粉じん作業従事者等に対する教育を行いましょう

粉じんの有害性や粉じん障害防止対策の重要性について理解を深めるため、粉じん作業従事者や作業管理者等に対して労働衛生教育を実施しましょう。



4 健康管理対策を徹底しましょう

- ◆ じん肺健康診断を着実に実施するとともに、じん肺健康診断に関する記録の作成に当たっては、粉じん作業職歴を可能な限り記載し、当該記録について確実に保存を行いましょう。
- ◆ じん肺有所見者に対しては、産業医等による継続的な保健指導を行うほか、「じん肺有所見者に対する健康管理教育のためのガイドライン」に基づく健康管理教育を行いましょう。

